

2017年2月コード委員会(報告書)で提示されたコード改正案のポイント

2017年9月のコード委員会に向け、加盟国に意見照会されたコード改正案、報告書及び作業計画(2017年7月12日OIEへの提出締切り)

通し番号	章	名称(英語)	名称(仮訳)	ポイント	参照付属書No. (コード委員会報告書のAnnex番号)	(作業用)記載にあたって参照した資料
【コード改正に係る意見募集】						
1	-	Glossary B	用語集 B	○提案されている他の用語の定義や各章の修正に合わせて関連する用語を見直し ○diseaseを削除し、infection and infestationを使用	21	コード委員会報告書 本文p19
2	4.3	Zoning and compartmentalisation (clean text)	地域別政策及び区画化政策	○第4.3.1条(序文)において、コンパートメントが国内あるいは区域内の疾病をコントロールする手段(ツール)である旨を明確化 ○第4.3.2条(一般事項)において、生産者(産業団体)の責務として、適切と判断される場合には獣医サービスのコンサルテーションを受ける旨を明記 ○第4.3.3条(地域(防護地域及び封じ込め地域を含む)又はコンパートメントの明確化及び設置のための原則)において、animalsをcommoditiesに、industriesをoperatorsにそれぞれ修正。 ○第4.3.6条(防護地域)冒頭において、防護地域が隣接する国あるいは地域から動物群への病原体の侵入を防ぐために設置し得るものであることを明確化するため、文章を修正。  ○第4.3.6条(防護地域)の条末において、以下の1文を追加。「清浄国あるいは清浄地域内に設けられた防護地域内でワクチンを使用しても、清浄国あるいは清浄地域のステータスには影響しない。このことは、ワクチン接種により当該防護区域が国内の残りの区域から区別される必要が生じたとしても、同様である。」 ○第4.3.7条(封じ込め区域)柱書において、複数の発生に由来する、疫学的に関連のない封じ込め区域が設置される可能性があることを明確にするため、epidemiologically-linkedを挿入。 ○第4.3.8条(防疫相手国間における二国間認証)において、公式認定の対象となっている6疾病を除き、加盟国は対象となる国の状況を2国間の合意あるいは手続きによって確認することになる旨を明確化。	22	コード委員会報告書 本文p21
4	新規章 4.X	Draft new chapter on vaccination	ワクチン接種	○第4.X.4条において、1)としてthe epidemiology of the diseaseを、3bis)として、the zoonotic potential of the diseaseを追加。また、8)の記述をthe availability of an appropriate vaccine and human, financial, and material resourcesに修正。 ○第4.X.6条と第4.X.7条を入れ替え。 ○第4.X.6条(旧第4.X.7条)、(ワクチンの選択)のb)Biological characteristicsにability to be monitored for vaccine-induced antibodiesを追加。 ○第4.X.7条(旧第4.X.6条)、(ワクチン計画におけるその他の重要条件)の1)として、ワクチン接種の義務化や補償について言及する、legal basisを追加。 ○第4.X.9条(ワクチン計画の評価とモニタリング)中、4)をreduction of incidence, prevalence or impact of the diseaseに修正。また、最後に、ワクチン計画における目標が達成できなかった場合は、その原因が特定されるべきである旨を追加。 ○第4.X.10条(ワクチン計画の出口戦略)に、費用便益分析の更新はワクチン計画の終了に資する旨を追加。 ○第4.X.11条(ワクチン接種動物の管理及び疾病ステータスへの影響)の最終パラグラフに、in the absence of the casesを追加し、秩序立てて遂行される(systematic)予防的ワクチン接種や、緊急時のワクチン接種それ自体は、疾病ステータスに影響を及ぼしたり、貿易を阻害するものではない旨を明確化。	23	コード委員会報告書 本文p23
5	4.8	Collection and processing of oocytes and in vitro derived embryos from livestock and horses	家畜及び馬の体外作成受精卵/卵子の採取及び処理	○第4.8.7章(卵及び胚の保管及び輸送の条件)において、以下を追記。 ・新鮮な卵、冷却された卵はそれぞれ受領者に5日以内、10日以内に届けられるべきである。 ・獣医サービスは、卵及び胚の様々な保管システムに係る知識を持ち、また、卵及び胚の活力を適時適切に確認する手順を有していなければならない。 ・凍結卵及び胚に使用する容器は、凍結前又はガラス化後に密閉され、IERSマニュアルに則ってラベルを付さなければならない。 ・新鮮、あるいは冷却された卵又は胚は、ITESマニュアル及製造者の指示に従い、厳格な衛生管理のもとで輸送容器内に保管されなければならない。 ・輸送容器は発送前に密封されなければならない。	24	コード委員会報告書 本文p27 資料13

6	6.1	《参考》 The role of Veterinary Services in food safety (clean text)	《参考》 食品安全における獣医サービスの役割(修正反映版)	下に同じ	25	
7	6.1	The role of Veterinary Services in food safety (marked up text)	食品安全における獣医サービスの役割(見え消し版)	読みやすさの向上、今日の食品安全システムにおける獣医の役割を反映するために改正。	25bis	コード委員会報告書 本文 p28
8	-	Report of the ad hoc group on Antimicrobial Resistance (January 2017)	抗菌剤耐性に係るアドホック委員会報告	第6.8章「食用動物で使用される抗菌剤の量及び使用パターンの監視」に含める定義として、「Therapeutic use」、「Preventative use」、「Growth promotion」を提案。	-	コード委員会報告書 本文 p29
9	6.7	Harmonisation of national antimicrobial resistance surveillance and monitoring programmes	全国的な抗菌剤耐性サーベイランス及び監視プログラムの調和	○読みやすさの向上のため、章の構成を変更。 ○飼料又は飼料原材料の検査が、サーベイランス及び監視プログラムに含まれることがある旨追加。 ○サンプリングでは、偏りを避けること、サンプルの内容(動物や飼養施設レベルでクラスターがあるかどうか)によってサンプリングサイズを調整すること、動物由来の食品では地元産又は輸入品を対象として検討すること等を追加。 ○記録・保存すべきデータの一つとして、細菌分離法を追加。	26	コード委員会報告書 本文 p29~31
10	新規章 7.1.X	Draft new article on guiding principles for the use of measures to assess animal welfare	アニマルウェルフェアを評価する測定指標の使用のための指導原則	○条のタイトルを修正。 ○「5つの自由」について記載している第7.1.2章への参照を追加。 ○動物のウェルフェアの評価には、飼育施設、輸送又はと畜場からのデータを使うことができることを追加。	27	コード委員会報告書 本文 p31
11	新規章 7.X	Draft new chapter on animal welfare and pig production systems	アニマルウェルフェアと豚生産システム	○読みやすさの向上、他のアニマルウェルフェアの章と記載を合わせるために修正。 ○対象となる豚は、飼養されている豚であると明確化。 ○舎飼に関する条を空間的ゆとりに関する条の前に移動。	28	コード委員会報告書 本文 p32~33
12	8.3	Infection with bluetongue virus	ブルータング	○第8.3.1条(一般条項)、3)において、臨床症状を示していることあるいは、疫学的な関連があることを条件に追加。 ○第8.3.4条(季節的清浄区域)に、季節的清浄国の定義がないとの加盟国の指摘を受け、countryを追加。	29	コード委員会報告書 本文p33
13	8.8	Infection with foot and mouth disease virus	口蹄疫	○第8.8.2条(ワクチン非接種清浄国/区域)において、清浄国/地域にアフリカ水牛(キャリアーであることが否定できない)が侵入した場合であっても、適切なサーベイランスによりウイルスの伝播が否定されていればステータスは維持され得る旨を追記。 ○第8.8.2条(ワクチン非接種清浄国/区域)において、疾病侵入時の防護区域でのワクチン使用は、残りの地域のステータスに影響を及ぼさない旨を追記。  ○第8.8.3条(ワクチン接種清浄国/区域)において、ワクチン非接種清浄国からワクチン接種清浄国への移行が可能である旨を明記。また、保護区域内におけるワクチンの使用は当該国の他の区域のステータスには影響がない旨を明記。 ○第8.8.4条及び第8.8.4bis章(ワクチン接種コンパートメント)において、ワクチン接種コンパートメントを設定するための条件を新設。 →平成28年5月の我が国意見には、より厳格なサーベイランスとバイオセキュリティの下で実施可能と回答。 ○第8.8.7条(清浄ステータスへの復帰)において、発生時に緊急ワクチン接種及びサーベイランスを行った場合であって、適切なサーベイランスにより、ワクチン接種の効果が立証されれば、ワクチン接種動物のと畜を伴わずとも清浄ステータスへの復帰を6か月から3か月に短縮することができる旨記載。  ○第8.8.11bis章(ワクチン接種清浄国/地域/コンパートメントからの輸入に係る勧告)において、と畜向けの家畜に係る条件を記載。 ○第8.8.22bis章(公的コントロールプログラムが存在する感染国/地域からの輸入に係る勧告)において、公的コントロールプログラムが存在する感染国/地域からの輸入について、豚の生鮮肉の条件を記載。 ○第8.8.31bis章(残飯飼料における口蹄疫ウイルスの不活化手法)を新設し、条件を記載。	30	コード委員会報告書 本文p34

【今後の検討に係る情報提供・意見募集】					
14	11.4	Bovine spongiform encephalopathy	BSE	コード委員会は、2016年8月に開催されたBSEアドホックグループの報告を査読した結果、サーベイランス、リスク評価、リスク物品の問題を解決すべきと考える。特に、当該報告書においては疾病ステータスの公式認定がBSE章の議題であったことが記されている。このことは、BSE章の改正手続きを開始するには時期尚早であるかもしれないことを示しているが、本章は2017年9月の議題として残る予定である。	-
【新たなコード改正又は新章起草提案に係る意見募集】					
15	1.6.	Procedures for self-declaration and for official recognition by the OIE (revised questionnaires)	清浄性回復宣言及び公式認定に係る手続き(質問票の改正)	BSE、口蹄疫、牛肺疫、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚コレラ、口蹄疫(公的管理プログラム実施国)、小反芻獣疫(公的管理プログラム実施国)、牛肺疫(公的管理プログラム実施国)に係る質問票のコードからの除外。	42~50 コード委員会報告書 本文 p36
16	6.Z.	Draft new chapter on introduction to recommendations for veterinary public health	獣医公衆衛生に対する勧告への序論	○第6節(獣医公衆衛生)の序論となる章の新規提案。 ○獣医公衆衛生の性質、考慮すべき点等を記載。	31 コード委員会報告書 本文 p37
4.Y.		Draft new chapter on management of out breaks of listed diseases	リスト疾病発生時の対応	<p>○第4.Y.1条(前文)OIEのリスト疾病発生時には、発生国の獣医サービスはリスク分析に基づき、当該疾病の拡散を最小限にするため、あるいは、可能であれば撲滅するため、当該疾病によって生じ得る影響に応じた対応を講じるべきである。</p> <p>○第4.Y.1条(前文)どのような場合であっても、疾病発生時の対応には、早期摘発と迅速な対応が含まれる。</p> <p>○第4.Y.2条(法の枠組み及び規制環境)</p> <p>1) 獣医サービスは第3.1.条(獣医サービス)及び第3.4.条(獣医法令)に基づく体制を構築する。</p> <p>2) - 獣医サービスが最も効率的に疾病と対峙するため、発生農場、家畜市場、畜場等への立ち入り権限を持つこと。 - 疫学調査、診断施設における病性鑑定、消毒、防虫、ワクチンその他の不可欠な資材を調達する資金を持つこと。 - 補償プログラムを持つこと。 - 公衆衛生及び法令に通じた者と連携すること。</p> <p>3) 更に、疾病のコントロールのための規制には以下が含まれるべきである。</p> <p>リスク分析、疑い事例や疫学関連を含む通報の定義及び手順、感染区域等の定義、採材・輸送・検査の手順、個体識別の手順、移動制限の手順、殺処分及び汚染物品等処理の安全な手順、家畜の所有者への補償の手順、清掃・消毒の手順、緊急ワクチン等その他の必要な対策の手順。</p> <p>○第4.Y.3章(準備) 準備はリスク分析によって正当化されねばならず、計画的であり、トレーニング、キャンペーンビルディング及びシミュレーションを含むべきである。</p> <p>1 リスク分析 輸入リスク分析を含むリスク分析により、どの疾病にどの程度備えるべきかが決定されるべきである。また、リスク分析は不断に更新されるべきである。</p> <p>2 計画 計画には以下の4つがあり、政府、地方自治体及びすべての関係者がすべきこと、広範な準備、対応システムが含まれる。 a)事前の準備、b)発生時の対策、c)補償、4)常態への復帰</p> <p>3 防疫演習</p> <p>○第4.Y.4章(早期通報システム)</p> <p>1) 獣医サービスは重要度に応じ、リスト疾病又は媒介者のサーベイランスを行うべきである。</p> <p>2) 適切なサーベイランスの実施のため、獣医当局は適切な診断施設と連携しなければならない。</p> <p>3) 疑い事例は遅滞なく、獣医サービスに通報されるべきである。可能であれば、症状、発生日、発生場所、発生頭数、対応内容が含まれることが望ましい。</p> <p>4) 疑い事例の通報を得た獣医サービスは、速やかに調査を行うべきである。その際は、バイオセキュリティの状況、発症頭数の確定、サンプルの採取及び検査の手順、感染群の規模、侵入経路、最近の動物、乗り物、人の移動、野生動物を含む他の疫学情報</p> <p>5) 検査結果はその結果によらず通知されるべきである。</p>	32 コード委員会報告書 本文 p37

17	4.Y.	Draft new chapter on management of out breaks of listed diseases (contd)	リスト疾病発生時の対応 (続き)	<p>○第4.Y.5条(疾病発生時の対応の一般事項)  発生が確認された後速やかにリスク管理を実施。このリスク管理の効率は、以下を目的に行われる同時並行あるいは連続的な対策の組み合わせに依存する。  1) 病原体の排除  - 感染または感染が疑われる動物の殺処分及び汚染物品の適切な処分。  - 清掃・消毒。必要であれば畜舎の消毒。  2) 病原体の拡散防止  - 移動制限、封じ込め、ワクチン接種、治療又は殺処分、説明及び情報開示  疫学的な状況、環境、経済及び社会的な状況により異なる対策が選択され得る。獣医当局は状況を事前及び発生時に分析するべきである。対策の選択には野生生物が大きな影響を持ち得、また、異なる対策が選択され得る。  対策は費用便益の観点から考慮されるべきである。また、少なくとも当該対策の対象となる飼養者への補償が含まれるべきである。</p> <p>○第4.Y.6条(殺処分及び後処理)  生きた家畜は最大の病原体の排出源である。従って、家畜の殺処分は伝染性疾患の管理のため、しばしば選好される戦略である。伝染性が高い疾病や、清浄国あるいは区域での発生時には全頭殺処分が選好されるべきである。その他の戦略は、より伝染性の低い疾病や当該疾病の発生か、発生が常在化している場合に用いられる場合により適する。  殺処分や家畜に由来する物品の処理を含む対策を効率的に行うため、個体識別が導入されるべきである。</p> <p>○第4.Y.7条(移動制限)  生きた家畜、畜産物及び汚染物品による疾病の拡散は適切な移動制限によりコントロールされるべきである。  移動制限には、1あるいは複数の家畜種、人、乗り物及び装備品が対象となり得る。また、その内容は移動前証明や、完全な移動停止、また、農場ごと、地域単位、国単位といった幅がある。  獣医サービスは、移動制限を実施するに当たり、地方自治体、法令執行機関(警察等)及びメディアと連携すべきである。また、越境性疾患の場合は隣国政府も同様である。</p> <p>○第4.Y.8条(バイオセキュリティ)  人の衣類及び靴、乗り物及び環境による病原体の汚染を防ぐため、バイオセキュリティは実施されるべきである。  消毒剤が車やタイヤの消毒層に使用されるべきである。動物及び動物由来の物品の扱いには使い捨ての資材や衣類が使用されるべきである。農場は適切に野生動物から守られるべきである、廃棄物及び排水は適切に集められ、廃棄されるべきである。</p> <p>○第4.Y.9条(ワクチン及び治療)  ・ワクチンはワクチン章(4.X.)の規定に則って使用されるべきである。  ・事前にワクチンの供給元、使用方法を検討しておくこと。  ・ワクチンの効果について、特に自然感染により誘導される免疫との違いについて理解すること。  ・ワクチンは感染や病原体の移動を隠す可能性があるが、病原体の数を減少させるために使用することが可能であり、感染率を下げるができる。特に、全頭殺処分が有効でない場合、ワクチンは、感染循環の量を摘発・淘汰が可能なレベルまで引き下げるために利用することができる。  ・疾病の発生や感染拡大の対策としてワクチンを用いる場合には、出口戦略を含む使用計画が必要である。</p>	32	コード委員会報告書 本文 p37
		Draft new chapter on management of out breaks of listed diseases (contd)	リスト疾病発生時の対応 (続き)	<p>○第4.Y.10条(ゾーニング)  ・獣医当局はゾーニング手法を用いる場合、4.3. 章に従わなければならない。  ・ゾーニングは本来的に殺処分、移動制限、ワクチン及びサーベイランスと一体である。サーベイランスの内容はゾーンの種類により異なる。特に、病原体の拡散を防ぎ、未感染の地域のステータスを維持するため、労力は発生地に集中させるべきである。  ・区域の種別としては、感染区域、保護区域、汚染区域、あるいはサーベイランス強化区域、ワクチン接種強化区域などが考えられる。</p> <p>○第4.Y.11条(発生時のコミュニケーション)  ・疾病コントロール対策の効率を最大化するため、獣医サービスは一般人を含むすべての関係者との良好なコミュニケーションを確保すべきである。とりわけ生産者、獣医師、地域政府、消費者及び一般市民を対象として実施すべきである。</p>	32	コード委員会報告書 本文 p37

				<p>○第4.Y.12条(対策終了後のサーベイランス)  ・対策終了後には疾病のコントロール計画の有効性や、異なるゾーンに残る家畜のステータスを評価するためのサーベイランスが講じられるべきである。  ・このサーベイランスの結果は実行中の対策の見直しに用いられるべきである。ゾーンの範囲の見直しや、殺処分又はワクチン戦略の見直し、そして、最終的には清浄化がこれに含まれる。  ・このサーベイランスはサーベイランス章(1.4.)、各疾病の関連章に則って行われるべきである。</p> <p>○第4.Y.13条(更なる調査、モニタリング、評価とレビュー)  ・獣医サービスは詳細な発生時の情報を積み上げ、疾病の伝播経路を知り、より優れた疾病管理計画を講じるため、個々の疾病発生事例に対し、詳細な疫学調査を行うべきである。それには、よく訓練された職員と標準化された情報収集が必要である。</p>		
18	8.4.	Infection with <i>Brucella abortus</i> , <i>B.melitensis</i> and <i>B.suis</i>	ブルセラ菌感染症	○去勢牛はブルセラ病の疫学からみて、事実上何ら役割を果たし得ないことから、清浄牛群に課される検査を規定する8.4.条の対象からこれを除外する。	33	コード委員会報告書 本文 p38
19	8.15.2	Infection with rinderpest virus	牛痘ウイルス感染症	○科学委員会からの提案に同意し、8.15.2章(定義及び一般条項)を改正し、適切に加熱処理された、あるいは、牛痘ウイルスのDNAを含まないことが確認された血清を、本章の対象から除外する。	34	コード委員会報告書 本文 p38
20	15.2	Infection with classical swine fever virus	豚コレラウイルス感染症	<p>○前回の改正は2013年であり、その後の各国の意見や、他の章で行われた改正に併せて修正。</p> <p>○第15.2.1条(総則)豚コレラの発生の定義において、「臨床症状の有無にかかわらず、疫学的に関連ある豚から抗原又はRNAが検出された場合」としていたものを、「臨床症状もしくは病理所見を呈する又は疫学的に関連ある豚から抗原又は核酸が検出された場合」に変更。また、潜伏期間について、「2日から14日であり、感染性を有する期間は5日から14日であるが、慢性の場合は3ヶ月に及ぶこともある」としていたものを、単に、14日に変更。</p> <p>○第15.2.1条(総則)「ステータスを決定する基準を満たす場合、野生豚でのCSFの通報を受けて、家畜豚の物品に対し、貿易禁止措置を課さないものとする」との記述を、「本章関連条に従う場合、ステータスを決定する基準を満たす国からは、当該国が野生豚のCSFを報告した場合でも家畜豚の物品を安全に貿易することができる」に変更</p> <p>○第15.2.6bis条(と畜のための感染地域から清浄地域への国内移動),15.2.6ter(と畜のための封じ込め地域から清浄地域への国内移動)を新設。</p> <p>○第15.2.8条(非清浄地域からの豚の輸入) 28日間の隔離期間及び、隔離後21日以上経過後の検査陰性が条件。</p> <p>○第15.2.9条(野生豚輸入の際に推奨される条件) 輸入時に推奨される隔離期間を40日間から28日に短縮。</p> <p>○第15.2.11条(非清浄国からの豚精液を輸入する際の条件) サーベイランスにより採精豚飼養施設において過去12か月の陰性証明を規定。採精後40日間の臨床症状なしを求める規定を削除。ワクチンを接種されている場合のウイルス学的検査規定を削除。</p> <p>○第15.2.14bis条(豚コレラ非清浄国で公的管理プログラム下にある区域からの輸入に係る推奨)新設。</p> <p>○第15.2.17条(生鮮肉に由来しない飼料用豚製品の輸入条件)及び第15.2.18(生鮮肉に由来しない農業資材用豚製品の輸入条件)を削除。</p> <p>○第15.2.21bis条(豚コレラ非清浄国で公的管理プログラム下にある区域からの輸入に係る推奨)個別に条件が定められている物品以外の豚由来産物の輸入条件を新設。</p> <p>○第15.2.22条(残飯中のCSFVの不活化)既存の条件と同等の処理でも可能である旨を明記。</p> <p>○第15.2.23条(肉中のCSFVの不活化)塩処理及び乾燥の期間を6か月に統一。</p> <p>○第15.2.25bis条(豚毛におけるCSFVの不活化手法)30分以上の煮沸を規定。新設。</p> <p>○第15.2.25ter条(豚たい肥におけるCSFVの不活化手法)55℃1時間以上あるいは、70℃30分以上の湿熱加熱条件を規定。新設。</p>	35	コード委員会報告書 本文 p38
					35	

21	7.1.1	Introduction to the recommendations for animal welfare	アニマルウェルフェアに係る勧告の序論	○条のタイトルを修正。 ○アニマルウェルフェアの定義の修正。	36	コード委員会報告書 本文 p42
【今後の検討に係る参考情報、その他】						
22	-	Report of the <i>ad hoc</i> Group on Animal Welfare and Laying Hens Production System	採卵鶏のアニマルウェルフェアに係るアドホックグループ会報告	○他のアニマルウェルフェアの章との記載を合わせるため、アドホックグループが作業。 ○次回のコード委員会(本年9月)で検討予定。	-	コード委員会報告書 本文 p41
23	-	Report of the <i>ad hoc</i> Group on Veterinary Paraprofessionals	獣医補助職に係るアドホックグループ報告	○「獣医補助職の核となる能力に係る勧告」の作成にあたり、すべてのタイプの獣医補助職に共通して必要な能力がある一方で、獣医公衆衛生では必要な能力は特殊なものがあるとされ、獣医補助職の卒業時の能力を、①動物衛生分野、②獣医公衆衛生分野、③試験室分野に分けて議論。 ○「獣医補助職のカリキュラム要件のガイドライン」の作成のため、既存のカリキュラムについて情報収集し、分析。	40	コード委員会報告書 附属書C p85~93